

～急激な市民生活の変化に対する支援～

緊急市民雇用奨励金制度（第2回）の実施

（予算額：10,000千円）

市内事業者等において**コロナ離職者等を新たに雇用**する際の**人件費相当額を支援する奨励金制度を復活**し、市民生活における経済的な不安の解消を図ります。

● 制度の背景

新型コロナ第4波による地域経済への影響はこれまで以上に深刻化しており、飛騨地域での感染者の増加も相まって、離職や休業等の不安を抱える市民も少なくありません。

一方で、あまり影響が及んでいない業種やコロナを奇貨として業績好調な事業所も見られることから、こうした比較的体力のある事業者を雇用の受け皿として、人件費相当額を市が負担することで、短期的な就労の機会を確保します。

● 制度の概要

対象者

市内に事業所を有する者で次の条件を全て満たすもの

- 実施期間においてコロナ離職等をされた市民を新たに雇用していること
- 週10時間以上かつ雇用期間が1ヶ月以上であること
- 適切な社会保険等の措置を講じていること

奨励金

離職者等の労働時間につき **880円/時間・人**

実施期間

令和3年6月15日（火）～ 令和3年12月31日（金）

実施方法

- 交付申請書に必要事項を記入し、雇用状況等が確認できる書類を添えて市役所商工課まで持参又は郵送によりご提出ください。
- なお、雇用調整助成金を受給し休業している事業所の従業員及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受給している方を雇用した場合は、本制度の対象とはなりません。



－ 詳細な手続き・募集方法等は、近日中に市ホームページ等によりお知らせします －

【問合せ先】 飛騨市役所 商工課 0577-62-8901